

議案第 28 号

三宅町税条例等の一部を改正する条例の制定について

三宅町税条例（昭和 35 年 9 月三宅町条例第 37 号）の一部を  
改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 6 月 3 日 提出  
三宅町長 森 田 浩 司

## 三宅町税条例等の一部を改正する条例

### (三宅町税条例の一部改正)

第1条 三宅町税条例(昭和35年9月条例第37号)の一部を次のように改正する。

第18条の4第2項中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第73条の2中「閲覧の手数料」を「閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料」に改める。

第73条の3第1項中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けよ

うとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第26条を削る。

(三宅町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 三宅町税条例等の一部を改正する条例(令和3年6月三宅町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち三宅町税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第4項中「の規定中個人の町民税に関する部分」を「第24条第2項、第32条第1号及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中三宅町税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第26条を削る改正規定並びに第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中三宅町税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第36条の3第2項及び第3項の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条(三宅町税条例等の一部を改正する条例

(令和3年6月三宅町条例第3号)附則第2条第4項の改正規定に限る。)の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

- (3) 第1条中三宅町税条例第18条の4第2項の改正規定、同条例第73条の2第1項の改正規定(「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。))及び同条例第73条の3第1項の改正規定(「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。))並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 令和6年4月1日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の三宅町税条例第18条の4第2項(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(町民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の三宅町税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の三宅町税条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の三宅町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の三宅町税条例第73条の2第1項(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。
- 2 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の三宅町税条例第73条の3第1項(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

三宅町税条例新旧対照表【第1条による改正】

| 改正後（案）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（納税証明書の交付手数料）</p> <p>第18条の4 （略）</p> <p>2 前項の納税証明書の交付（<u>法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。</u>）の手数料は、証明書1枚ごとに300円とする。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴しない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（所得割の課税標準）</p> <p>第33条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があると</u></p> | <p>（納税証明書 of 交付手数料）</p> <p>第18条の4 （略）</p> <p>2 前項の納税証明書の交付 _____</p> <p>_____ 手数料は、証明書1枚ごとに300円とする。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴しない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（所得割の課税標準）</p> <p>第33条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 <u>前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる</u></p> |

きは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)  
は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 (略)

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

5 (略)

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(町民税の納税通知書を送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書

に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を

めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所

得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額

課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは町民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

(町民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲

を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税

若しくは町民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

(町民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲

げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得

げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者

---

---

---

金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除

に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除

額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により、町長の定める様式による。

3～9 （略）

第36条の3 （略）

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければなら

額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により、町長の定める様式による。

3～9 （略）

第36条の3 （略）

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により附記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を附記しなければなら

ない。

(個人の町民税に係る給与所得者の  
扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定

ない。

(個人の町民税に係る給与所得者の  
扶養親族申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) (略)

する青色事業専従者に該当するもの  
ので同項に規定する給与の支払を  
受けるもの及び同条第4項に規定  
する事業専従者に該当するものを  
除き、合計所得金額が133万円以  
下であるものに限る。次条第1項  
において同じ。 )の氏名

(3) (略)

(4) (略)

2～5 (略)

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900

(2) (略)

(3) (略)

2～5 (略)

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、

万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

扶養親族(控除対象扶養親族 \_\_\_\_\_ を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 特定配偶者の氏名

(3) (略)

(4) (略)

2～5 (略)

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料は無料とする。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料は、証明書1枚ごとに300円とする。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

2～5 (略)

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料

\_\_\_\_\_は  
無料とする。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_手数料は、証明書1枚ごとに300円とする。

2 (略)

附 則

(個人の町民税の住宅借入金等特別  
税額控除)

第7条の3の2 平成22年度から令和  
20年度までの各年度分の個人の町  
民税に限り、所得割の納税義務者が  
前年分の所得税につき租税特別措  
置法第41条又は第41条の2の2の規  
定の適用を受けた場合(居住年が平  
成11年から平成18年まで又は平成  
21年から令和7年までの各年であ  
る場合に限る。)において、前条第1  
項の規定の適用を受けないときは、  
法附則第5条の4の2第5項(同条第7  
項の規定により読み替えて適用さ  
れる場合を含む。)に規定するところ  
により控除すべき額を、当該納税  
義務者の第34条の3及び第34条の6  
の規定を適用した場合の所得割の  
額から控除する。

2 (略)

2 (略)

附 則

(個人の町民税の住宅借入金等特別  
税額控除)

第7条の3の2 平成22年度から令和  
15年度までの各年度分の個人の町  
民税に限り、所得割の納税義務者が  
前年分の所得税につき租税特別措  
置法第41条又は第41条の2の2の規  
定の適用を受けた場合(居住年が平  
成11年から平成18年まで又は平成  
21年から令和3年までの各年であ  
る場合に限る。)において、前条第1  
項の規定の適用を受けないときは、  
法附則第5条の4の2第5項(同条第7  
項の規定により読み替えて適用さ  
れる場合を含む。)に規定するところ  
により控除すべき額を、当該納税  
義務者の第34条の3及び第34条の6  
の規定を適用した場合の所得割の  
額から控除する。

2 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

2. 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市(町・村)民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

(上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

2. 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の町民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、町民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適

3 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所

用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるとき。

3 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年

得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたもの

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

とみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書が

5 (略)

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所

いずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 (略)

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所

得が生じた年の所得税に係る

同条第4項に規定する  
確定申告書にこの項

の規定の適用を受けようとする旨及び  
当該条約適用配当等に係る所得  
の明細に関する事項の記載がある  
場合

であつて、当該条約  
適用配当等に係る所得の金額の計  
算の基礎となつた条約適用配当等  
の額について租税条約等の実施に  
伴う所得税法、法人税法及び地方税  
法の特例等に関する法律（昭和44年  
法律第46号。以下「租税条約等実  
施特例法」という。）第3条の2の2  
第1項の規定及び法第2章第1節第5  
款の規定により配当割額を課され  
たとき、又は第33条第6項」と、同  
条第3項中「法第37条の4」とある  
のは「租税条約等実施特例法第3条  
の2の2第9項の規定により読み替

得が生じた年の翌年の4月1日の属  
する年度分の同条第4項に規定す

る条約適用配当等申告書にこの項  
の規定の適用を受けようとする旨  
及び当該条約適用配当等に係る所  
得の明細に関する事項の記載があ

る場合（条約適用配当等申告書にこ  
れらの記載がないことについてや

むを得ない理由があると町長が認  
めるときを含む。）であつて、当該  
条約適用配当等に係る所得の金額  
の計算の基礎となつた条約適用配  
当等の額について租税条約等の実  
施に伴う所得税法、法人税法及び地  
方税法の特例等に関する法律（昭和  
44年法律第46号。以下「租税条約  
等実施特例法」という。）第3条の2  
の2第1項の規定及び法第2章第1節  
第5款の規定により配当割額を課  
されたとき、又は第33条第6項」と、  
同条第3項中「法第37条の4」とあ  
るのは「租税条約等実施特例法第3  
条の2の2第9項の規定により読み

えて適用される法第37条の4」とする。

第26条      削除

替えて適用される法第37条の4」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第26条      所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

2      所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

三宅町税条例 新旧対照表 【第2条による改正】

| 改正後(案)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(三宅町税条例の一部改正)</p> <p>第1条 三宅町税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>扶養親族( )の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。</u></p> <p>(後略)</p> <p>附 則</p> <p>(町民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 新条例第24条第2項、第32条第1号及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。</p> | <p>(三宅町税条例の一部改正)</p> <p>第1条 三宅町税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>控除対象扶養親族を除く</u>」を「<u>年齢16歳未満の者</u>」に改め、同条第4項中「<u>所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u>」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。</p> <p>(後略)</p> <p>附 則</p> <p>(町民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 新条例<u>の規定中個人の町民税に関する部分</u>は、令和6年度以後の年度分の個人の市(町・村)民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。</p> |